

## 千葉県最低賃金改正のお知らせ

「千葉県最低賃金」が  
平成 28 年 10 月 1 日から

**時間額 842 円**

(従来の 817 円から 25 円引上げ)  
に改正されました。

千葉県内の事業所で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される地域別最低賃金「千葉県最低賃金」が改正されました。

この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。

なお、「千葉県最低賃金」のほかに定められている特定最低賃金がありますのでご注意ください。

※最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室（TEL043-221-2328）又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

※千葉県最低賃金総合相談支援センターにおきまして経営課題及び労務管理の無料相談を受け付けています。（TEL0120-026-210）

※24 時間テレホンサービス（TEL043-221-4700）

※千葉労働局ホームページ

<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

## 農業者年金で 生涯所得の確保を！

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

### 農業者年金へは…

**国民年金第 1 号被保険者**

(国民年金保険料納付免除者を除く)

**年間 60 日以上農業に従事**

**60 歳未満**

の方ならどなたでも加入できます。

お問い合わせは地元の農業委員会、JA  
におたずねください。

## 千葉西税務署からのお知らせ

社会保障・税番号制度（マイナンバー）が導入され、税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりました。所得税及び復興特別所得税については平成 28 年分の申告書から、申請書・届出書（※平成 28 年度税制改正により、一部の申請書・届出書についてはマイナンバー記載不要）については、平成 28 年 1 月 1 日以降に提出するものから、番号を記載していただくこととなっております。社会保障・税番号制度の詳しい情報は国税庁ホームページをご覧ください。